

台湾の『大学教育政策白書』（全訳）

台湾では近年、初等教育から生涯教育まで、教育制度の全面的な改革が行われている。1987年の戒嚴令解除以降、台湾の民主化の進展は当然ながら教育分野にも及び、伝統的に教育熱の高い台湾社会の状況と相俟って、教育問題は広く国民の議論の的となった。政府も教育改革の必要性を認め、教育制度の抜本的見直しに着手した。

教育改革の全体構想と目標は、行政院教育改革審議委員会による『教育改革総審議報告書』（1996年12月）、教育省の『教育改革全体計画綱要』（1997年7月）、『教育改革行動計画』（閣議決定、1998年5月）などに示され、政府はそれに基づいて改革の具体化を進めている。1999年6月には、教育を重んじ教育発展を保障する国の大原則を定めた「教育基本法」が制定され、教育改革の新たな推進力となった。

そうした中で、台湾で初めての高等教育に関する白書が発表された。2001年8月6日に台湾教育省から発表された『大学教育政策白書』（以下『白書』と略）がそれである。『白書』は1999年8月から編纂作業が始まり、多くの専門家や識者の意見を取り入れつつ、2年がかりでまとめられた。2002年1月には英文版も発表された。

『白書』は、高等教育の理念から説き起こし、台湾の過去50年間の高等教育の歴史、台湾の高

等教育の現状と問題点について述べ、さらに問題点の分析を踏まえて、今後の高等教育の発展戦略とその具体的施策、および将来展望を示している。この『白書』を一読すれば、台湾の高等教育の現状と高等教育政策の全体像を知ることができる。台湾の高等教育事情を知る上での必読文献であり、資料的価値も高い。

『白書』に示された大学改革の論点や発展の方向性は、現在我が国で検討されている内容と類似した点が少なくない。また、この『白書』で特徴的なのは、現状分析もさることながら、今後の大学改革について、改革の原則と重点項目を明らかにした上で、各項目に関する具体的な諸施策を、短期目標、中期目標という形で列記していることである。設定された目標は、台湾の現状を如実に反映しているばかりでなく、我が国の大学改革にとっても、多くの示唆に富むものである。

本稿は、台湾教育省ホームページに掲載された『大學教育政策白皮書』全文を訳出したものである (http://www.high.edu.tw/white_paper/)。なお、『白書』は台湾の高等教育政策全般に関するものであるが、その記述においては、高等教育機関全体を「大学」という言葉で代表している。本稿もそれに従い、『白書』で「大学」と記されているところは、すべてそのまま「大学」と訳した。

大学教育政策白書

序

第1章 はじめに

第2章 大学教育の理念

第3章 我が国の大学教育の発展状況

第4章 我が国の大学教育の問題分析

第5章 大学教育発展戦略

第6章 将来展望

第7章 結 び

序

政府が台湾に移転してから現在まで半世紀の間、国内の政治や経済には大きな変化があったが、国内の大学教育も、社会の開放、経済の繁栄、急速な情報蓄積等の要因によって急速な拡充発展を遂げた。台湾の大学は4校から135校に増加し、学生数も約5000人から約64万人に増えた。高等教育の発展は、社会経済全体の発展と歩調を合わせてきたと言える。

21世紀は知識経済⁽¹⁾の発展を主軸とする世紀であり、大学は既に各国の知的創造力と人材資源の競技場となり、また、大学の競争力が国家の競争力の重要指標となっている。大学教育の発展の流れを顧みると、エリート教育から大衆教育へ、経済建設主導から教育の特色の確立をも重視する方向へ、就職目的から消費型欲求をも考慮する方向へ、政府主導から教育の自主性をも考慮する方向へ、一元的な規範から多元的要求をも考慮する方向へ、一回限りの教育から生涯教育へ、と移行しつつある。時代の流れに対応した大学教育の変化は、社会の要求を部分的には満足させた。しかし、未曾有の挑戦と変動に直面する中で、新たな思考様式の下に新たな管理メカニズムの導入、新たな文化的価値観の構築、新たな大学文化の形成を実現し、大学の機能とその社会的価値を十分に発揮させる

ことが求められている。

大学がグローバル化の競争と衝撃に直面し正念場を迎えた今、教育省は新たな世紀の要求に応じて、国内の大学教育発展構想を策定し、それを大学教育行政と各大学ごとの大学発展施策推進の拠り所として、大学教育の水準向上を実現したいと考えている。同時に、一般市民に現在の大学教育政策をよりよく理解してもらうため、『大学教育政策白書』をまとめることとした。本白書は1999年8月に編纂作業が始まり、高等教育の発展に関心を持つ多くの専門家が協力および提言を行い、教育省高等教育司の担当者も積極的に関係資料を収集し、分野別検討会や諮問会議で何度も検討し、修正を加えたのち完成した。

本白書は現在の我が国の大学教育の発展状況を分析し、大学教育の質と量の不均衡、財源不足、大学運営メカニズムの改革、国際化の不足、大学と社会との連携、評価メカニズムの構築等の問題について検討するとともに、その検討結果に基づいて大学の位置付け、財源の調達と配分、大学運営の法制化、人材育成、国際競争力向上、リカレント教育⁽²⁾の機会拡充、大学の卓越性追求等について、短期・中期の具体的な施策と提案を定めたものである。

本白書の完成は大学教育政策の新たな出発点であり、国の知識経済発展への期待を表すものでもある。それは大学の知的創造力と国際競争力を向上させ、世界の一流大学と肩を並べる原動力となるであろう。しかし、政策が実効あるものとなるには、それが綿密かつ完全に計画され実行される必要があるだけでなく、各大学が積極的に関与し努力することがより一層大切である。本白書の発表は完結ではなく一つの始まりであり、瞬時に変化する国内外の環境の中で、掲げた目標と戦略を常に点検・修正し、我が国の大学教育を社会の変化と衝撃に適応しながら発展させ、限界を突破して時代とともに進歩させていかなければならない。

本白書の編纂作業に加わった各界有識者およ

び専門家のご協力に深甚の謝意を表す。本白書編纂においては万全を期したつもりであるが、遺漏は多々あると思われる。読者諸兄の御叱正を乞うものである。

教育大臣
曾 志朗
2001年7月

第1章 はじめに

21世紀は知識経済の世紀であり、激しい競争の世紀でもある。大学教育は国家の持続的発展と競争力向上の源泉である。近年、政治の民主化、経済の急成長、産業構造の変化、価値観の多様化など、社会の急激な変化に直面する中で、従来の大学教育の機能や地位が新たな挑戦を受けることになった。大学教育を今後、多元的に発展する社会の要求に応じた形で発展させていくために、大学教育は新たな改革を断行し、将来計画の策定にも積極的に取り組み、21世紀に向けて大学教育の新天地を切り開いていかなければならない。

1949年、国民政府が台湾に移転した時点においては、台湾には総合大学1校（台湾大学）と単科大学3校（工学院、農学院、師範学院）しか存在せず、学生総数も約5000人にすぎなかった。半世紀後の今日、大学数は135校、学生数は64万人を超えている。この間、国民所得も137米ドルから1万4000米ドルに増加しており、高等教育の発展は社会経済全体の発展と歩調を合わせてきたと言える。

この発展の過程において、いくつか重要なできごとがあった。その第1は、私立学校の発展が高等教育の発展の推進力となったことである。1953年に台湾で初めて私立大学が設立されたが、現在では私立大学が大学全体の過半数を占めている。第2は、1974年に初めて技術系大学が設立されて以来、一般大学教育・技術教育並行方式が確立したことである。第3は、1994年の

「大学法」改正により、大学自治と学術自主の原則が確定したことである。

大学は、多元化、自由化、民主化、国際化の流れの中で、各校それぞれ異なった特色を發揮しようとしている。しかし、法的規制、経費不足、関係各方面の考え方の相違等のために、各大学の前にはさまざまな困難が立ちはだかっている。21世紀に入り、世界的にも高等教育の発展が国家の競争力の主戦場となる中で、我が国の大学教育の将来は希望とともに多くの挑戦で充ちあふれている。

現在の台湾の高等教育は、エリート教育から大衆化へ、規制から開放へ、一元化から多元化へ、と発展している。と同時に、社会の変化、産業構造の転換、社会通念の変化が、大学教育に衝撃を与えている。世界各国の高等教育を見ても、各国ともより開かれた方向を目指し、できるだけ多くの国民に学習の機会を提供しようとしている。しかし、高等教育の量的拡充に当たっては、質的向上にも十分留意しなければならない。質の高い研究と効果的な教育なしに、国家の競争力の向上はありえないからである。

以上の点から、教育主管官庁として、大学教育の現況と問題点を全面的に分析し、さらに、今後の発展の方向と現在検討中の諸施策および検討状況を具体的に説明して、現在の大学教育政策について国民の理解をより一層深める必要があると考える。ここに示される発展構想が、各界からの有益な意見を加えつつ、我が国の新たな世紀における大学教育の重要な発展綱領となることを期待するものである。

第2章 大学教育の理念

現代の大学は、ヨーロッパ中世を起源とし、豊かな伝統と独自の精神を有している。産業革命以降社会の変化が加速し、とりわけこの10年ほどは、科学技術の急速な進歩、経済の成長、政治の民主化、価値観の多様化等から生じるさまざまな問題が、次から次へと大学に押し寄せ、

大学は学術の「象牙の塔」を出て社会の挑戦に立ち向かわざるを得なくなっている。大学教育の機能拡大には大学システムの再構築が必要であり、それによって初めて時代と社会の要請に応えることができるのである。

我が国で欧米の学校制度にならって設置された大学は、1898年設立の京師大学堂が最初である。1929年国民政府により公布された「大学組織法」において、大学の任務が「高度な学術研究と専門的人材の育成」と規定されたことからわかるように、我が国の大学においては、研究と教育の両方の機能が同程度に重視されていた。現行「大学法」においては、大学の任務は、「学術の研究、人材の育成、文化の向上、社会サービス、国家発展の促進」と規定されている。このように多くの目標を持つ大学教育は、政治、経済、社会、文化のすべてと関わりを持つ存在である。そのため、政治、経済、社会、文化的価値観に変化が生じると、大学教育もかなりの影響を受ける。とは言え、以下に挙げる大学教育の基本理念は不変である。

1 学術研究と真理の探究

大学は学者が一堂に集まり、学問を研究し真理を追求する場所である。大学は学術を尊重し、学者が長年蓄積した知識を活用することによって、真理の探求に力を尽くし、研究や分析を通じて、錯誤や独断による誤った知識を最少限度に減らすことができる。したがって、真理探究の過程においては、盲従せず、付和雷同せず、先入観を持たず、事実を尊重し、証拠を信じ、系統的な推理と客観的な論断を行うことが重要である。それゆえ、西洋の大学においては「学術的誠実さ」が学者の人格の基準となっている。大学は高度な学術研究によって新たな学説を発表し、新たな文化を創造し、新たな理想を実現しなければならない。

2 大学の自主と学術の自由

学術研究は、専門を尊重する姿勢を貫くこと

によってのみ、発展を持続し質の高い創造的な成果を生み出すことができる。学術の自由の理念は「教える自由」と「学ぶ自由」を含む。すなわち、大学は教育と研究において自ら決定権を有し、外部からの関与を受けないということが、現代の大学の座右の銘なのである。この伝統は、古くから西洋の大学の発展の支柱であった。

大学の自主は、主として大学と国家との関係の中に現れる。大学は社会の公器であるから、当然国家の法制度に背くことはできないが、政策は大学に対して、原則として監督責任のみを尽くすべきであり、それ以外は大学に任せるべきである。大学の民主化と効率化を促進するためには、大学の自主性を向上させなければならない。言い換えれば、大学は、カリキュラム改善、予算編成、資金運用、教職員採用等において、自主性と弾力性を一層高めなければならない。

学術の自由と大学の自主を尊重するだけでなく、学術研究の責任を強化し、学術道德規範を厳守し、研究・教育の自己評価を増強して初めて、大学教育はその実効を上げることができる。また、質の維持は大学の重要な任務であり、これには教育・研究・普及サービスのほか、学生の質の向上と学術環境の維持改善も含まれる。

3 卓越性の追求と質の向上

大学の構成員は、知識の追求と学術研究をその職務とする。実際のところ大学での生活は、目を明日に向け将来への準備を行うものであり、完全に社会の現実に即したものではない。今日の大学生は明日の社会を支える大切な存在であるから、大学教育は崇高な理想の下に行われる必要があり、知識において「創造的な学問」を追究するだけでなく、円満な人格、すなわち、文化的素養、人徳、品格のある人物を育成し、有意義な学生生活を送らせることが求められる。

特に、21世紀は知識経済とデジタル化の時代であり、高等教育の卓越性追求は知識経済時代

を生きるための最優先課題となっている。我が国はWTO（世界貿易機関）加盟を控え⁽³⁾、国際競争の圧力を受ける中で、政府はさらに積極的に財源を提供して環境整備に努め、大学間の競争を促進し、国内の大学にそれぞれの持つ条件によって発展の方向性を選択させ、各大学の特色をより強く打ち出し、前進させていかなければならない。

4 地域社会との連携と社会責任

大学教育は、社会変化を促進し社会の進歩の原動力となる重要な存在である。近年、大学教育は民主化、グローバル化の衝撃の中で、以前の伝統的なエリート教育では社会の多元的な要求を満足させることはできなくなり、生涯教育を推進し全人教育体系を構築することが求められている。大学教育の構造や形態は、社会の変化と成人の生涯学習への欲求の高まりに呼応して、大衆化、開放、再教育、多元化の方向に向かいつつある。

知識経済時代を迎え、人材の質の強化と国家競争力の向上は、政府の最も重要な職責の一つである。このような時代にあって、新しい社会の動きに遅れず急速な社会変化の中で淘汰されないためには、国民ひとりひとりが生涯学習者として、新しい知識を獲得し新しい能力を開発する必要がある。そのため、大学教育は成人に再教育の機会を提供し、新しい知識を獲得させてその成長を促し、それによって国民生活、社会および国家の全面的な向上を実現するものでなければならない。

5 国際化と学術の輸出

人類の絶えざる進歩の過程において、大学は常に非常に重要な役割を果たしてきた。実際のところ、大学の進歩は自発的な努力以外に、外的刺激によってより一層推進されるものである。近年、交通の発達やネットワーク通信技術の進歩が、学術交流を一段と容易なものにした。

国際間の交流と協力は、大学の進歩に欠かす

ことのできない原動力の一つである。国際化は大学の命脈を保つだけでなく、大学の永続的発展を助けるものである。科学技術の進歩と繁栄は、国家や地域間の距離を短縮し、国境さえも消し去った。誰もが認めるように、現代は競争と協力の時代であり、大学の競争力は常に国家の実力を測る物差しとみなされ、国際化も国家の競争力の重要指標の一つとみなされている。大学の国際化は、紛れもなく一国の国際化の重要な構成要素なのである。

大学が国際化に向け外国の大学と交流する中で、あるものは相手に同化され、またあるものは相手を同化するということが起こりうる。特に、我が国の大学は、欧米を師とする従来のあるあり方を脱して国際学術界で主要な地位を占め、強固な学術的实力を後ろ盾とすることによって初めて、外国からの研究者や留学生を引き付けることができるようになるのである。そのため、国際化の推進には具体的な計画に基づく長期的な取り組みが不可欠である。

第3章 我が国の大学教育の発展状況

1 高等教育の普及

我が国の大学教育は量的に急速な拡大を遂げた。1950年代から1970年代にかけては全体としてゆっくりした成長であり、1970年代から1980年代にかけても、政策的に私立大学の設置がまだ自由化されず、国公立大学の増設も少なかった。しかし1981年以降、民間資金が続々と学校設置に投入されるようになり、国公立大学も地域格差解消と特殊領域（スポーツ、芸術等）の発展を目的として多数増設された。国立大学の増設が政策上一時中止される一方、私立の専科學校の多くが技術学院に昇格したため、ここ数年は私立大学が急速に増加し、1999年には私立大学の数が初めて国公立大学の数を上回った。

統計的に見ると、2000年度の我が国の大学数は、大学55校、学院⁽⁴⁾80校の計135校である。設置形態別では、国公立大学28校、国公立学院

29校、私立大学27校、私立学院51校である。大学規模別では、総合大学37校、単科大学および学院(師範学院、医科大学、医学院、科学技術学院、芸術学院、軍事学院、体育学院、放送大学等)98校となっている。

学生数は、2000年度在学生総数が約64万7000人。内訳は、国公立大学約19万人、私立大学約31万1000人、国公立学院約4万9000人、私立学院約9万6000人である。また、大学学部が約56万4000人、大学院修士課程が約7万人、大学院博士課程が約1万3000人となっている。

大学新設は、量的な拡大ばかりでなく、できる限り高等教育機関の少ない地域に設置されたため、我が国の高等教育の普及という意味で、近年目覚ましい成果をもたらしたとすることができる。一般に、我が国の就学年齢人口の進学率は非常に高いが、在職者あるいは非就学年齢人口の再教育比率は低く、生涯教育の考え方はまだ普及していない。国民がいつでも再学習できるように、学習機会を増やすことが今後の課題である。

2 大学の機能の区別

大学は、その規模から総合大学、単科大学または学院に分けられ、また、その特色から研究型、教育型、コミュニティ型に分けられる。研究型大学は大学院を重視し、学術研究に比重を置く。教育型大学は大学学部における教育を主とし、大学教育の普及にも力を入れる。コミュニティ型大学は単位取得または実用技能課程の履修を中心とし、大学と接続する機能のほか、国民全体の資質向上を目指すものである。現在、我が国の大学運営は、「大学法」の規定によれば、各大学が国家の要請と特色に基づき自ら計画を立て、教育省の認可を経て実施し、教育省がこれを評価する。大学の発展の方向は、その特色や規模からいくつかの類型があるとはいえ、国民の誤った意識の影響を受けたためか、これまで国内の高等教育機関はいずれも大学への昇格または大学への改称を目標とし、個別の条件

を考慮せず全てが総合大学や研究型大学を目指してきたため、資源の浪費と機能の重複が甚だしかった。

台湾の高等教育機関の機能的な区別は、あらかじめ規定されたものと発展の中で自然に形作られたものがある。研究型と教育型の区別も、各校の発展の条件によるものである。かつて大学の機能の区別について、我が国ではいくつか重要な方針があった。1974年に初めて技術学院が設置されたことにより、技術教育と一般高等教育の2系統並行形式が始まり、1987年の師範専科学校の師範学院への全面昇格以後、師範教育は全面的に大学教育の範疇に入った。1986年には放送大学が南北両地区に各1校設置され、高等教育の遠隔学習と社会教育機能が開始された。このような形で、近年各大学が広く普及・研修課程を設置するようになり、社会教育と正規の高等教育が一層融合されることになった。

言うまでもなく、大学教育はもはや単なるエリート教育ではなく、大学は早急に、異なった要求を持つ異なった性質の教育対象に対応できるようにならなければならない。それは、研究・教育・サービス機能の比重やカリキュラム策定、経費財源の取得と配分の調整に関わってくる。これらのさまざまな措置を総合的に考慮しなければ、実用を主とする学校が研究志向の設定になつたり、逆に研究重視の大学が頭割りの経費配分で十分な研究経費を取得できなかつたりするだろう。区別が曖昧なままでは、各学校の特性に合わせた弾力的なカリキュラム策定も困難となる。異なった性質の大学を機能的にいかに区別するかということが、現在の高等教育改革の重点の一つなのである。

3 大学自主の定着

1994年の「大学法」改正以前、我が国の大学運営の規則は、基本的に行政上の主管官庁たる教育省によって制定され、大学自体には学校自治を行う余地があまりなかった。1994年の「大学法」改正は、学術の自由と大学自治の精神を

強調し、国内の大学教育の運営形態を抜本的に変えた。大学に対する政府の規制が少しずつ緩和された結果、大学の組織、人事、カリキュラム、学生募集、教員任用等がすべて各大学の自主運営に委ねられ、国公立大学の学長選出も、教育省の直接任命ではなく大学による選出を経て任命されることになり、校務会議が大学の最高意思決定機関となった。同じ年、国公立大学は校務基金制度⁽⁵⁾の試行を開始し、それまでの国家予算制度に代わって、大学の財務計画に責任を持つことになった。

大学自主は時代の流れであるが、認識の落差や全体的状況の不統一という問題が生じている。大学自治の定着は、現実をよく考えると得失相半ばするものだと言える。全体としては、大学自主は学術自主、運営面での行政自主、教員・学生の権益保障の3点について、次のような内容を含んだものでなければならない。

(1) 学術自主

大学は学校の特色および学部・学科の設置・変更・廃止について自ら方針を定める；大学の教務事項とカリキュラムは、校内の教務会議とカリキュラム委員会が審議決定する；大学教員の任用、昇級、停職、解任等の認定は学内の教員評価委員会で審議し、学生の学籍関連規定も各大学が学則において定める。

(2) 行政自主

まず、大学の組織は、各大学が「大学法」等の関係規定に基づいて自ら規定し、教育省に報告する；法定単位のほか、教育、研究、普及の必要に応じて、単位を増設することもできる。

次に、国公立大学の学長は学内の選出手続きに基づいて選出し、教育省に組織される選出委員会における第二次選考を経て任命する；私立大学の学長は理事会が選考委員会を組織して選出し、理事会の承認を経て教育省に報告し任命する。副学長、学院長、教務・総務・学務長、学部・学科主任の任用は、法により大学が自主

決定権を有する。教育省の定めた基準を満たした一部の大学は、任用する教員の初任および昇任資格の審査を自ら行うことができる。これが適用される大学は年々増加している。

1996年度から国公立大学で校務基金制度の導入が始まり、現在では既に全面的に導入されている。教育省は監督、指導の準則として1999年2月、「校務基金条例」を制定した。各大学はそれまでの政府予算に依存する状況から、経費の一部自己調達へと徐々に移行し、教育省への依存度が低下し自主性が相対的に高まった。私立学校は1998年、「私立学校法施行細則」第42条の私立学校基金の管理使用原則によって基金の運用が可能となり、これが私立学校財務自主の一大転機となった。

このほか、1999年度から各大学は一律に、学費・雑費収入と行政管理、教育、指導、研究、奨学金等学生の受ける教育の質に直接関係する支出に基づいて、学費・雑費の徴収額を弾力的に調整し、従来学費横並び主義を打破した。

(3) 教員・学生の権益保障

大学教員の研究・教育の自由は近年、政治や社会から不当に干渉されることは少なくなった。教員は学校、学部、学科の意思決定に参画する権利を有し、また「大学法」および「大学組織規程」によって保障される。

教員の任用、考課、待遇、退職および関連利害に関する不服申立てについては、「大学法」第20条および「教師法」第30条に基づき、大学は教員評価委員会および教員不服申立て評議委員会を設置し、審理しなければならない。

近年、我が国の民主政治の発展と経済の急成長は、大学生の自我や権利意識の覚醒にも大きな影響を与えた。「大学法」第17条第2項は、大学は学生不服申立て制度を制定して学生の権益を保障しなければならない、と規定している。大法官第382号解釈は、学生の不服申立ての範囲についてさらに詳しく、学生の「教育を受ける権利」が侵害された場合、学内の不服申立て

ルートに訴えることができ、それで解決できない場合は行政訴訟を起こすことができる、と述べている。

4 大学の教育・研究の質

大学教育が大幅に拡充された結果、大学の大衆化は達成できたが、大学の質については多くの人が疑念を抱くようになった。実際のところ、大学の質は教育と研究の両面に現れる。教育の質向上を目指して教育省は、1994年に個別の大学の事例研究を行い、各大学の参考に供した。教育省は1998年にも、各大学の教務主管の意見を集約して「教育水準を維持向上させるための施策」を発表し、各大学の改革の参考に供した。

結局のところ、大学自主の最終目的は、大学資源を教育研究の質の向上のためにより効果的に使用することであり、行政主管官庁のなすべきことは、基本的な必要経費の提供、監督・評価メカニズムの整備、資源の整理統合の促進、である。

大学における学術研究の重点的推進が、国際的な学術競争力と国家の産業・文化の発展に直接関係することは言うまでもない。しかも重要な研究は膨大な経費を必要とする。そこで、教育省は国家科学委員会と合同で、1999年度に「大学学術卓越発展計画」を打ち出し、4年間で130億台湾ドル(約450億円; 訳者注)を各大学の競争性発展計画に支出している。このプランは国家財政が逼迫する中で、大学の研究水準の維持向上のために大きな力を発揮している。

5 生涯学習社会の衝撃

生涯教育は現在先進国における教育の新たな発展方向であり、その最終目的は生涯学習社会の建設である。経済の繁栄と市場の要求の下で高等教育は急速に拡充され、それがまた多くの社会人に高等教育の機会の開放を求めさせた。1990年代になって、放送大学が南北地区に各1校相次いで開設され、在職者研修に最も適した方式で、各レベルの高等教育の学習機会が提供

されるようになった。同じ時期、各大学も学術エリート育成という意識を徐々に転換し、地域住民向けに単位授与型あるいは単位非授与型の各種普及教育カリキュラムを開設し始めた。

10年余が経過し、大学が提供する研修コースは、既にリカレント高等教育体系を形成している。このリカレントコースには放送大学、大学学士研修クラス、2年制技術系在職クラス、2年制在職専門クラス、大学転入学生、大学院社会人学生、大学普及教育クラス等さまざまな種類がある。

このほか現在立法化準備作業が進んでいる「コミュニティ学院設置条例」が制定されれば、広く設置されるコミュニティ学院において、さらに多様で開かれた普及・実用目的の専科以上のレベルの研修コースが提供され、高等教育と基礎教育が連結して市民の要求に一層近づき、リカレント教育の理想が実現されることになる。それはすなわち、国民が人生のいかなる段階においても、学習可能な時間に最も便利で効果的な学習機会を得る権利を有する、というものである。

リカレント教育は教育レベルやコースが相当多角的であり、就学者数も年々増加している。しかし、我が国の大学は総じて自己品質管理の意識が欠落しているため、リカレント教育体系はその「非正規」あるいは「新興」という性質ゆえに、質の不均衡が顕著となっている。全体として言えば、往々にして教育資源が豊富な国公立大学における開設が少なく、空間的に余裕がなく教員数も少ない私立大学が、むしろ大量に学生を募集している。

第4章 我が国の大学教育の問題分析

ここ10年来、我が国の大学教育は、量的にも質的にもかなり大きな発展を遂げた。大学教育で育成された人的資源は、社会全体の発展にも積極的に貢献している。しかし近年、社会の急激な変化により大学教育も大きな挑戦と衝撃に

直面し、さまざまな問題点が浮上したため、広く社会に大学教育改革を求める声が高まってきた。1994年の「大学法」改正はこのような改革の流れを受けたものであり、これからの大学教育の発展に新たな基礎を築くものであった。

現在の大学教育が直面している問題点の主なものは以下のとおりである。

1 大学教育の量的発展と質的発展の不均衡

ここ10年来、国内の大学は政策により量的拡充が図られ、学校数、学生数ともに急増した。国内の大学教育の量的な大幅拡大は1980年代半ばに始まった。1976年から1986年の10年間に、学校数の増加はわずか3校、学生数も36%増加しただけであった。しかし、1986年から急激な拡大が始まり、2000年までの間に学校数は4.5倍、学生数は3.27倍となった(表1参照)。このような量的拡大は高等教育の普及を促し、教育の機会均等に寄与した。量的拡大に関しては、次のような顕著な傾向が見られる。

- (1) 私立学校の全体に占める割合が急増している。
- (2) 大学院教育の伸びが学部教育の伸びを上回っている。
- (3) 技術教育機関の全体に占める割合が急増している。

また、学校数が急増したため、学生の質が相対的に低下している。このことは表2のデータに示されている。

- (1) 大学共通入学試験の合格率が年々上昇する

- とともに、合格最低点が年々低下している。
- (2) 専任教員1人当たりの学生数が年々増加している。

表2で明らかなように、1986年度以降、国公立・私立ともに専任教員1人当たりの学生数が増加し始め、特に1996年度以降それが顕著になっている。これは教員の負担が重くなり、学生に提供可能な教育指導の量が減少することを意味している。

かつて大学教育は、質的拡大と量的拡大のいずれも政府の規制の下に置かれていた。1994年の「大学法」改正以後、大学の学術自由と大学自主の尊重という原則に基づき、大学に対する政府の規制は次第に緩和されてきた。政府が直接大学の運営に介入せず、教育の自由化と大学教育の市場開放が進むという状況の中で、政府の規制に代わる競争メカニズムが欠落している。大学評価制度はまだ完成せず、大学内部の運営の透明性も不十分であり、一般市民が大学運営

表2 台湾の大学における専任教員1人当たり学生数
単位 人

年 度	国 公 立		私 立	
	大 学	独立学院	大 学	独立学院
1976	9.85	10.49	18.56	18.49
1981	9.61	10.04	19.81	13.91
1986	9.71	9.56	20.91	13.53
1991	10.44	8.85	23.43	13.73
1996	11.17	11.31	21.29	17.43
1999	13.18	14.07	24.82	19.26
2000	13.92	15.12	24.86	20.80

(出典) 『中華民国教育統計指標』2000年 p.41-42; 『中華民国大專院校概況統計』2001年 p.52

表1 台湾の大学数・学生数

年 度	大 学 数 (校)		在 学 生 数 (人)			
	国 公 立	私 立	博士課程	修士課程	学 部	合 計
1976	13	12	363	4,138	140,857	145,358
1981	14	13	800	6,555	158,181	165,536
1986	15	13	2,143	11,294	184,729	198,166
1991	28	22	5,481	21,306	253,462	280,249
1996	37	30	9,365	35,508	337,837	382,710
1999	46	59	12,253	54,980	470,030	537,263
2000	50	77	13,822	70,039	564,059	647,920

(出典) 『中華民国教育統計指標』2000年 p.18; 『中華民国大專院校概況統計』2001年 p.21

を理解する、あるいは運営に参加する方法がなく、学園の民主化も、それを責任を持って実現するためのシステムがない。つまり、大学の教育環境全体の品質を管理するメカニズムがないということである。

2 大学教育財源の不足

大学教育財源の配分は、過去においてはすべて政府が主導的役割を果たしてきた。国公立大学は完全に政府の編成する予算体系の中にあり、私立大学は学生の納入する学費・雑費を主な財源とするが、学費・雑費の徴収基準は政府が統一決定していた。国公立と私立とでは、学生の負担する学費と学生の獲得する教育財源の額に隔たりが大きいにもかかわらず、国公立・私立とも統一入試制度の下にあって、大学運営の方針にはっきりした違いがないため、財源配分の不均衡問題は一層際立っている。政府は国公立と私立との財源格差を縮小するため、数年来私立大学への補助金を大幅に増やし、かつ補助金を私立大学経常収入の20%以上とすることを目標とし、確実に国公立・私立間の財源配分の不均衡を是正してきた。この財源調整に合わせて、国公立大学は校務基金制度を導入し、大学が財源確保の責任を部分的に担うことになった。

近年、政府は教育財源の配分に当たって、これまでやや軽視していた初等中等教育、幼児教育、先住民教育、特殊教育により多くの財源を投入するようになり、大学教育の財源は相対的に不足するようになった。しかも、量的拡大に伴い、大学は以前のように完全に政府の援助に頼ることはできなくなった。民間資金の投入で不足を補おうにも、国内ではまだ学校への民間資金の提供が盛んではなく、学校運営に弾力性が欠けていることもあり、あまり効果が上がっていない。これらはすべて、現段階における大学教育発展の課題である。

我が国の大学教育財源の最も大きな問題は、高等教育財源の緊縮による経費の不足である。経費不足が原因となり、国公立大学校務基金実

施に際しての困難、学費・雑費政策をめぐる争議、経済的に見て規模が小さすぎる国立大学の存在、といった問題が生じている。

大学教育経費の伸びが制限された場合、最初に影響を受けるのが国公立大学である。我が国の大学生1人当たりの教育経費は1995年度に初めてマイナス成長となり、1998年度は前年度より6.5%減少した。大学財源の減少は、このように統計数字からも裏付けられている。各大学の学長はたびたびマスメディアを通じて、大学教育財源減少の深刻さを政府は直視すべきであり、我が国の有名大学の学生1人当たりの教育コストが他のアジア諸国の一流大学よりはるかに少ないのは、今後の我が国における高度な人材の育成に悪影響を及ぼすことになるだろう、と警告している。

大学教育財源を有効に運用するために、校務基金の導入は既に欠かせないものとなっている。しかし、国内の各国公立大学はそれぞれ条件が異なるため、校務基金が一旦導入されると、大学間の各種の格差が拡大することになってしまう。「学校の特色の発展」と「学校の教育の最低限の質の確保」という二大目標をいかに両立させるかが、教育省と国公立大学双方の直面する課題である。

このほか、私立大学への補助金の急増も財政を圧迫している。1999年度現在、教育省の私立大学に対する補助金は、既に私立大学の経常収入の20%に達している。私立大学にとって、政府の補助金は既に重要な収入源になりつつある。近年の高等教育財源緊縮の中で、政府が国公立大学や他の教育機関の発展を阻害することなく、私立大学への補助を有効な形でいかに継続していけるか、新しい世紀に教育省はこの課題にも挑戦しなければならない。

3 大学運営メカニズムの改革

我が国の大学運営については、政府の主管官庁から学長、教職員、学生に至るまで、かつては伝統的な倫理観の下にあったため、その運営

は多少問題があるにせよ概ね順調であった。近年、学園の民主化を求める声が高まるにつれ、従来の管理体制は不合理なので改革すべきだ、という意見が大学内外で強まった。

我が国の大学運営において特に改革を要するのは以下の点である。

(1) 教育省と大学の関係についての法的規範の整備

教育省は全国の大学の主管官庁として、予算配分、学科設置や教員任用資格の認可を所管する。教育省は人事権と財政権を掌握しているので、大学内部の運営については理論上すべての事柄を所管できる。しかし近年、大学自治の考え方が極端に流れ、教育省はいかなる事柄も所管してはならない、それは学術の自由への干渉であり教育研究の専門性への冒涇である、という主張まで出てきている。そのため、教育省が何を所管すべきで何を所管すべきでないのか、各大学と議論し、規範を制定し合意を得なければならない。

(2) 大学の組織・人事・経費に関する自主性の強化

大学の校務は煩雑であり、すべて教育省への報告を要するとすれば効率が大幅に低下する。そこで、運用面で大学に自主性を持たせることが、各大学と教育省の共通認識となっている。

(3) 学長・学部長と校務会議の権限・責任の明確化

我が国ではかつて、大学の学長・学部長は時に過剰なまでの行政権限を有していた。実際には、学長・学部長は学校の承認した規則に基づいてその定められた権限・責任を遂行した方が、一般に円滑かつ効果的に業務を行うことができる。現在改革が最も必要なのは、学長と校務会議の間の権限・責任が不明確だという点である。

(4) 大学の学長・学部長の選出方式の改善

かつて我が国では、学長の選出は国公立大学なら教育省が、私立大学なら理事会が選び、法的に問題はなかった。ただ、学長は学術上の指導者であるから、選出の過程で学内外の学術専門家の意見をできるだけ多く聴取すべきである。我が国のかつてのやり方は、往々にして十分な意見聴取という慎重さと民主性が欠けていた。しかし現在、多くの国公立大学では、大学における教員は国家における公民と同じであり、学長は教員に対し責任を負うものとみなされ、学長は教員1人1票の選挙で選出されなければ合法ではないとされる。強い「民主化」の流れの中で、多くの有識者や主管官庁は、それが妥当ではないと知りつつ、公然とは反対できないでいる。しかしこれを実施すると、民主法制を捻じ曲げるだけでなく、教員間に絶えず争いを起こし、学園の中にまで台湾の各種選挙における悪弊を持ち込むことになりかねない。

(5) 卓越した学術発展追求のためのメカニズムの確立

大学の卓越した学術発展追求メカニズムと大学自主の強化は一体となったものである。主管官庁と外部からの大学に対する管理を縮小したとしても、大学側が自らを律し教育の質の向上に努めなければ、その自主は意味を失い、社会資源を浪費する結果に終わるのであろう。

4 大学教育の国際化の不足

我が国の大学は常時一定程度の国際交流を行ってはきたが、来訪する外国の学者は中国系が中心であった。近年、外国籍のポストドクター研究者が多数我が国で研究に参加するようになったが、その多くがインド国籍である。多くの大学が外国の大学と協力協定を締結しているが、形式的なものに止まっている場合が多い。教育省と国家科学委員会は、大学が外国人学者を呼んで国際シンポジウムを開催する際の資金提供を行っている。また、毎年多くの教員・大学院生が外国での学術会議で論文を発表し、多くの

研究者が研究のため外国に派遣されている。しかしながら、言うまでもなく我が国の国際化はまだまだ不十分で、学術を輸入する段階に止まっている。その原因はおそらく、我が国の各学術分野の水準が、世界をリードし外国の学者を引き付けるものになっていないためであろう。

我が国の学術水準は、長年の努力の結果長足の進歩を遂げたが、世界の一流水準からはまだかなり距離がある。その原因は資金の投入不足や硬直した制度など数多いが、国際化の不足も非常に重大である。我が国の学生の多くは外国語の資料を読みこなせず、外国語でのコミュニケーションや外国語での論文執筆の能力が劣っている。国内で学位を取得し国内の大学で教える者の多くが、外国で研究し国際学術会議に参加して論文発表することに尻込みしている。大学のカリキュラム設定も外国の学生を引き付けにくい。当然ながら、外国の学生を台湾に呼び込むには、授業での使用言語を中国語から英語に替えるだけでは不十分である。最も重要なのは、我々が十分な学術水準を備え、台湾の大学の授与する学位が国際競争力を持ち、外国の学生を引き付けるに足るものを有するかどうかである。我々の学術研究のほとんどは国際的な学術潮流の後追いであり、外国の研究者を引き付け台湾での研究に参加させることは難しい。

そのほか、我が国の各大学と世界の大学との国際交流は、資金的な制約から実質的な内容のある協力事業は少なく、相互理解の基本となる相互訪問やシンポジウム開催でさえ、教育省や国家科学委員会の資金補助に頼っている。現在各大学の財政がますます厳しくなり、各大学の事業の中で、国際交流・国際協力は優先順位が非常に低くなってしまっている。

5 大学と社会との連携強化

教育、研究、サービスが大学の主要な使命と機能である。大学の発展において、社会の変化に伴うさまざまな変化が生じている。知識は経済・社会の成長の最も重要な要素であるため、

大学教育は初期の「知識の伝授」から19世紀末の「知識の発展」、20世紀中葉の「知識の応用」へと変化していった。かつて大学の機能は教育と研究が強調されたが、「学習社会」の到来により学習機会の開放が進み、成人が大学に戻って勉強することが今では広く一般市民の願いとなったため、大学の社会サービス機能の重要性が増している。

現在我が国は経済産業、社会文化、政治の転換点にあって、各方面で深刻なひずみが生じているため、国民全体がより高度な知恵を出してそれを解決していかなければならない。その解決方法の一つが、大学が高等教育を受ける機会をより多く提供し、社会全体の発展を促すことである。しかし、我が国の大学は正しい認識がないか旧来の方法に固執しているため、カリキュラムの開設や実施が需要に符合せず、機能を十分発揮できていない。学習社会の需要に応じるためには、大学の普及サービス機能の拡大について改めて検討する必要がある。現在、大学は公共サービスに対して認識が不足しているため、公共サービスに対する消極的な姿勢をまず改めなければならない。と同時に、他の教育機関、企業、政府機関等との協力のあり方についても十分検討しなければならない。これからの「学習社会」について認識を深めて適切な対応策を講じることによって、大学は初めて社会の指導者としての役割を維持し、社会の進歩と発展を牽引していくことができるだろう。

6 大学評価システムの確立

大学の水準向上と多元化は世界の高等教育界に共通した課題であるが、大学評価はこれを達成するための重要な手段である。投資効果を期待する国民のコスト意識、あるいは大学の自主性や自己責任の徹底を考えた場合、大学教育の質の向上と保証のために大学評価の導入は不可欠である。

現在、国内の大学評価はシステムがまだ確立せず整備が急がれているが、実際に作業を行っ

ていく上では次のような課題が残っている。

- (1) 定期的に各種の評価を行う専門の評価機関がない。

教育省はこれまでも教育の質の向上を重視し、積極的に大学の評価業務を行ってきた。これまでの評価業務は専門の評価機関ではなくすべて教育省によって行われ、各界から批判や疑問の声が寄せられている。客観的かつ公平な評価を行う専門の評価機関がまだ創設されていないため、評価結果が国民の承認と尊重を受けることができないでいる。

- (2) 評価が十分に大学の発展を促していない。

現在、国内の各大学の教育目標が不明確で、しかも大学間で認識が十分共有されていないため、大学それぞれの機能や位置付けがはっきりせず、いずれも総合型の大学を目指す風潮があり、大学の同質性が高くなりすぎている。したがって、大学の特色によって弾力的な調整を行い、各大学の個性を発展させ、多元的な大学群の形成を促進することが、評価の重要な業務となる。現状について言えば、現在の国内の大学は目標設定において個性が不足しがちであり、評価を受けてそれを改善していく必要がある。

- (3) 評価スタッフが不足している。

我が国の大学評価業務は、専門の評価スタッフが足りないため、その都度要員が招集される。業務が集中して過密になる教授もいれば、優秀な専門家でも評価業務に加わっていない場合もある。完全な評価スタッフ名簿を作成して評価業務に備え、評価業務をより公正で客観的なものとするのが急がれる。

- (4) 大学の自己評価が確立していない。

自己評価は能動的な発展の重要な契機となるものであるが、国内各大学はいずれも経験や自信が不足し、平素から資料を保管しておく習慣もできておらず、加えて評価に必要な資料の入

手が難しいことや評価対象の防御心理などから、評価業務の遂行が困難となっている。現在、我が国の大学評価においては自己評価の部分が脆弱であり、今後改善すべき課題となっている。

第5章 大学教育発展戦略

大学教育は国の近代化の過程で、国家建設に従事し科学技術の発展と学術研究を指導する専門人材を育成するだけでなく、良好な社会規範を確立し社会と民心を向上させる責任を担うという重要な役割を果たさなければならない。とりわけ、大学は政治の民主化と安定を促し、経済発展を支援し、社会の変化を実現し、文化の革新と進歩を導いていかなければならない。したがって、どのように大学の持続的発展を促し、大学教育発展のための良好な環境を整え、国家の近代化建設を加速するかということは、今後の大学教育の発展において最も重要な課題である。今後、我が国の大学教育は新たな状況に対応し、問題点を明確にし目標をしっかりと定めて、総合的な計画の下に改革を進めなければならない。その発展戦略は以下のとおりである。

1 大学教育中長期発展計画の策定

近年、我が国の社会経済構造が大きく変化したため、知識経済発展の要求に応じるためには、大学教育の構造改革を行い、学部・学科を再編成して整合性のあるカリキュラムを構築し、政府・学校・民間企業・研究機関・職業訓練センター等の持てる力を総合して、経済発展と国家建設に資するような各種の高度な専門人材を遅滞なく供給する必要がある。大学教育の目標は多元的であるが、高度な人材の育成に関しては、国家建設の総合的発展を念頭に置いたものでなければならない。したがって、大学教育の中長期発展計画を早急に策定し、今後10年の知識産業の人材需要に対応しなければならない。

2 大学の機能に関する自己決定権の拡大

大学は自己管理の精神に基づき、財源やその他の条件を勘案して、大学運営の目標と発揮すべき機能を定める。大学は帰属する機能類型を自ら決定し、教育省もまた、各大学の運営理念や特色を尊重して、大学の多元的な発展を図るものとする。教育省は各大学の帰属する機能類型に合わせて合理的な経費補助を行うほか、学費・雑費の徴収基準、学生募集定員、学部・学科の増設・改廃、カリキュラム策定等について、合理的で弾力的な発展を可能にするよう努めなければならない。

それと同時に、教育省は大学評価も推進する。大学の機能類型については既に指標が定められ、各大学も自ら帰属を決定しているため、その帰属する機能類型における指標の基準に到達しているかどうかを評価する。指標の基準に達しない大学には、定期的に改善を求め、帰属する機能類型の変更を求める。

3 大学教育の量的拡大と質的向上の均衡維持

現在、国内の大学は量的に既に飽和状態にあり、今後の大学教育は供給過剰となろう。市場は完全に開放されるべきであり、政府も私立学校の質について全責任を負うべきではなく、国民は十分な自主的選択の権利を持つことによって、自由競争による淘汰システムを確立すべきである。私立学校が経営難に陥ったときは、業務停止か学校資産を他に転用するかを選択して、社会の負担にならないようにする。

大学財源を有効利用するため、現存の国公立大学は量的には過度の拡大をせず、学内の財源を調整して質の向上を図らなければならない。特に、WTO加盟後は教育市場に開放の圧力が加わり、国内の大学は外国の大学と競争しなければならないので、政府は大学に対する規制を早急に緩和し、学校の組織、運営、学生募集、人事、財務いづれについても、教育の公共性という目的に反しない限り各大学に自主性を与え、学校の体質を健全にし、教育の市場開放がもたらす競争に適應できるようにしなければ

ならない。

4 大学教育財源の調達と配分の合理化

我が国の大学教育財源の調達と配分については、公平、効率、自由を基本原則とし、客観性のある経費配分システムを構築しなければならない。と同時に、大学教育経費の基本要求水準を定め、将来的には客観的かつ公正な委員会制度の確立を目指していく。特に、国公立・私立間の財源配分の合理化について、以下のような方向で改革を行うものとする。

- (1) 国公立・私立大学に対する政府予算と補助金の比率を政策決定事項とし、私立大学に対する十分な経費補助と、国公立大学発展のための財政的支援の両立を保証する。
- (2) 政府の私立大学に対する補助政策を、学業優良者に対する奨励から学生数に応じた補助へと移行させる。
- (3) 過小規模の国公立大学の合併を促進し、教育研究の效果的発展が可能な学校運営規模を実現する。

このほか、校務基金の機能を強化して完全な制度とするために、以下のような方向で改革を進めなければならない。

- (1) 国立大学を法人化してさらに弾力的な発展を促し、財源の用途について自主性を拡大するとともに、相応の資金調達責任を負わせる。
- (2) 各大学は企業経営能力を有する専任者を学校財務運営の責任者とし、財源開拓と支出合理化を推進する。
- (3) 政府と大学は、民間からの寄附を活発化させる各種の条件を整備する。また、私立大学への寄附に対する免税額の制限をできるだけ早く撤廃し、民間企業から国公立大学への寄附を容易にする。
- (4) 大学の機能類型により、異なった経費自己調達比率を定める。

5 大学運営メカニズムの法制化

我が国の大学運営は、知識の共有と創造をよ

りよく管理できるメカニズムを目指し、今後以下の二つの方向に進めていくものとする。

(1) 国公立大学法人化

我が国の国公立大学が財務を含め学校の運営責任を自ら担うようになる一方、私立大学の受け取る政府補助の比率も上昇し、国公立・私立間の運営面での差が縮小している。ゆえに、我が国の国公立大学は米国、ドイツ、フランス等の大学をモデルとして、法人化を実現しなければならない。すぐには難しいとしても、まずは理事会または諮問委員会を設立し、それにより、全校の教員・学生に対し、全員が同一事業体の同僚であり、学長は理事会で選出され教職員全体を指導して学校運営を行う、ということを理解させるべきである。

(2) 政府の役割の合理化

21世紀、我が国がWTOに加盟することは、大学教育の発展にとって重大な挑戦であり衝撃となるに違いない。そのため、教育省と大学は、自らの運営方式の抜本的な再構築を行い、大学教育の持続的発展を図らなければならない。

教育省は自らを大学の最も重要な補助機関と位置付ける。高等教育に関する業務としては、全国の高等教育の計画策定に重点を置いて、それを経費配分の優先順位の根拠とし、また、経費配分後の成果の評価にも重点を置く。そのため、教育省は今後、大学予算配分委員会と大学教育審議委員会を設置し、全国の高等教育計画についての検討を行い、各大学に政策の方針を示すとともに、各大学の補助申請受付、審査、配分、定期的および不定期の成果評価、会計監査等を行う必要がある。

6 大学教育の国際競争力強化

この10年、コンピューターと通信技術が急速に発展・普及し、各国の政治、経済、教育文化に大きな影響をもたらした。このような世界の潮流の中で、大学教育の国際化を推進すること

が求められている。現在、国内の大学の国際化はまだ十分ではなく、国内の大学が外国の学術機関と実質的な協力関係を構築して国際的な学術研究の中枢部に参画し、我が国の学術研究の水準と教育の質を高め、我が国の世界における学術的地位と評価を向上させるにはどうすればよいか、政府と大学に共通の課題となっている。

国際化の基礎を強化するためには、まず国内の学術的实力を拡充しなければならない。学術的实力の拡充には、当然ながら財源の投入とその有効な運用が必要である。具体的に言えば、大学は予算において国際協力・国際協力推進のための基本経費を計上し、国際交流・国際協力推進を担当する専門組織を設立しなければならない。と同時に、交流・協力をさらに積極的に推進し、我が国の大学の国際化を支援・強化するために、国際学術交流協力財団の設置を検討する。

このほか、規模が大きく学術水準も比較的高い大学には、国際化推進に向けた措置の一つとして、国際留学生学院を設置し、留学生を積極的に受け入れる。国際留学生学院は、まず大学院課程から外国語による授業を開始する。同時に、我が国の大学教職員、学生の外国語、特に英語力を、不自由なく聞き書き話せる水準まで高めることも、大学国際化のために非常に重要である。

7 大学と社会との連携強化

生涯教育という新たな潮流と「学習社会」という新たな時代を迎え、大学がそれに対応するためにどのような措置を講ずるかが、これからの社会における大学の生存と発展を左右することになる。したがって、大学は総合計画の中で社会との連携計画を強化し、大学の永続的発展を追求しなければならない。その発展戦略は以下のとおりである。

(1) 大学の在職者研修コースの拡充

世界規模の「知識経済」時代の到来を受けて、産官学とも国際競争力維持のために、先端科学技術開発と学術研究高度化を一層重視するようになってきている。そのため、産業界の高度な人材への需要に応えるため、各大学における在職者研修コースを拡充する必要がある。具体的方法としては、まず、大学院を増設して当該専門分野の在職者修士課程の定員を増やし、次に、専科学校卒の在職者の専門能力を高めるため、大学に2年制の在職者研修クラスを設置し、最後に、在職者の学習意欲を満たすため、各大学における単位制教育普及講座を拡充する。

(2) 学習成果認定メカニズムの構築

行政院教育改革審議委員会が1996年に発表した『教育改革総審議報告書』において、生涯学習社会の推進という方針が明記され、その中で、学習成果を承認するメカニズムを構築し個人の学習努力を肯定すべきであることが謳われた。教育省も1998年に発表した白書『学習社会を目指して』において、「全国民の学習成果の認定」という発展の方向を提示している。具体的方法は、まず校外学習成果の認定推進について、政府が「大学法」、「学位授与法」を改正して認定の法的根拠を整備し、その実施に際して質的な監督と調整を行う。次に、認定メカニズム構築に当たっては、専門の認定機関を設置して政府が権威のある教育専門団体に認定業務を委託し、高等教育機関が校外学習成果の認定を行う際の根拠を提供するものとする。

(3) 大学におけるリカレント教育の奨励

大学は在職者の推薦入学および学位や単位の取得を推進し、成人に対し高等教育再教育の機会を提供しなければならない。と同時に、大学は学生募集方針と学生構成比率を変更し、必要とする人により多くのリカレント教育の機会を提供することが求められる。特に、単位累積・単位移行制度を確立してリカレント教育の弾力性を高め、成人の学習を支援しなければならない

い。最後に、リカレント教育制度を根付かせるために、早急に在職者研修のための教育休暇制度を導入しなければならない。これは法律の規定によるか雇用者と労働組合の協議によって定め、同時に奨励規定も定めて国公立大学のリカレント教育拡充を促進しなければならない。

(4) 地域サービス強化による地域学習環境の創造

地域社会は市民の生活と余暇活動の場所であり、市民の生命共同体である。地域社会の学習意欲を高めることは、地域社会の一体感を増進するだけでなく、集団意識も向上させることができる。したがって、大学は地域社会における学習団体の結成、学習体系の構築、学習意欲の奨励、学習機会の拡充をできる限り支援し、地域社会の学習環境の整備に努めなければならない。特に、大学は普及教育やリカレント教育の実施を生涯教育体系の中核として、多様で開放的なカリキュラムを提供し、地域住民の多様な要求を充足させなければならない。それと同時に、大学・産業間にも理想的な相互関係を構築し、資源を共有しながら社会の進歩と繁栄を促していくものとする。

8 客観的かつ公正な大学評価の推進

大学の自主性を守り、機能類型と特色を明確化し、多元的に発展させていくためには、評価を大学の卓越性追求の指標としなければならない。それによって、横並びではなく得意分野の優位性を維持し、自己管理を徹底し、学術水準・研究水準を向上させ、大学の多元的発展と学術水準向上をさらに促進することができる。具体的な発展戦略は次のとおりである。

- (1) 定期的に各種評価を行う専門の評価機関を設置する。
- (2) 評価を通じて大学の特色ある発展を促す。
- (3) 評価委員の名簿を整備する。
- (4) 大学の自己評価メカニズムを強化する。
- (5) 評価結果を必ず公表し、奨励メカニズムと

連動させる。

第6章 将来展望

21世紀は知識経済の時代であり、大学教育の成否が国家の競争力を決定する重要な鍵となる。国内の大学教育はこの10年急速な量的拡大を遂げ、伝統的なエリート教育から大衆化教育へと変化した。大学教育をめぐる環境が急速に変化する中で、社会の多様な要求に合わせて多様な高等教育機関を整備し、その機能分化を促進するにはどうすればよいか。大学教育の質的發展と量的發展を両立させ、生涯学習社会の要求を満たしながら大学の高度化を追求するにはどうすればよいか。大学の運営メカニズムを改善強化し、自主的かつ責任ある大学教育システムを構築するにはどうすればよいか。大学教育の發展方向に合致した、公平かつ効率的な教育財源配分メカニズムを構築するにはどうすればよいか。国際社会の環境に合わせ、教育内容の国際化と台湾化を強化するにはどうすればよいか。大学を地域社会に融け込ませ、社会の進歩發展により積極的に貢献させるにはどうすればよいか。これらはすべて、国内の大学教育の發展に向けて今解決しなければならない課題である。前章における分析に基づき、今後、上述の課題について以下のとおり目標を設定し、段階的に改革を進めていくものとする。

1 開放的で自由競争を旨とする教育機会の確立

台湾の大学教育は量的に飽和状態に達しているので、過度な量的拡充を行ってはならないが、政府は人材育成を強制的に制限すべきではなく、原則として市場の自由競争メカニズムを尊重しなければならない。但し、大学の過度の拡充と不健全な競争が、教育財源の浪費と人材供給の不均衡を招き、社会にマイナスの影響を及ぼさないよう、政府は適切な指導を行わなければならない。

短期目標

- (1) 政府財源を有効に運用するため、国公立大学はこれ以上新設せず、既存の国公立大学の分校設置についても可否を慎重に審査する。
- (2) 私立大学新設は、大学の地域分布を考慮するとともに、設置条件を厳密に審査し、過度の量的拡充と教育の質の低下を回避する。
- (3) 政府は、就職市場における求人状況に関する資料を定期的に公表し、大学の学科定員編成計画および学生の専攻学科選択の参考に供する。
- (4) 各大学の運営状況は、インターネットを通じて情報公開し、市場の監督メカニズムに委ねなければならない。

中期目標

- (1) 学校淘汰のシステムを構築し、経営継続不能の学校は、教職員の労働権と学生の教育を受ける権利を保障するという原則の下に、整理統合の実現を図る。
- (2) 国際化の動きに合わせ、外国の一流大学の分校を台湾に誘致し、国内の大学教育水準の向上を促す。

2 大学の自主運営機能の強化

大学運営により大きな自主性を与え、各大学の特色ある發展を段階的に実現することによって、機能分化に対する大学の要求に対応しつつ、学校運営の成否についての責任も担わせる。

短期目標

- (1) 大学教育審議委員会を設置し、重要教育政策の策定に責任を持たせ、大学運営に対する政府の直接の関与を減少させる。
- (2) 国公立大学法人化によって大学に独立した法人格を与え、また、校務基金制度を改革して、国公立大学のさらに弾力的な財務自主運営を可能にする。
- (3) 「私立学校法」を制定して、私立学校の公共性と自主性を強化し、私立学校が国公立学校と公平に競争できる条件を整える。
- (4) 大学の内部運営を改革し、学長・学部長の

選出制度の再構築と、その権限・責任に合致した運営システムの構築を行う。

中期目標

- (1) 「教員任用条例」を改正して、教師資格審査をすべて各大学に一任する。また、教育省による免許交付制度を廃止する。
- (2) 行政職と教育職を制度的に分離し、大学教員の任用、待遇、考課はすべて各大学が自主的に行う。
- (3) 大学は自ら組織機構の決定や規則の制定を行い、自己監督、自己管理、自己運営を行う。

3 弾力的な人材育成ルートの構築

知識経済時代の到来に対応して、大学は、人材育成とカリキュラム策定において、一層弾力的に対応できる機能を持つべきである。それによって初めて、急激に変化する産業界の要求に適応し、産業発展のための人材需要を満たし、発展の契機を掴んで、国家の競争力を向上させることができる。

短期目標

- (1) 大学の一般教養教育と専門基礎教育を強化し、大学生の基礎学力を向上させる。
- (2) 大学の学部学科定員については、総量評価メカニズムを導入する。すなわち、各大学の基本資源の条件に基づいて発展可能な規模の総量を決定し、各大学がその範囲内で、設置する学部学科とその定員を自主的に決定・変更し、人材育成を一層弾力化する。
- (3) 弾力的なカリキュラム設定を行い、学部学科の枠にとらわれない定員と学位授与方式を段階的に実現する。
- (4) 学年制・学期制併存方式を導入し、学校資源の利用効率向上と修業年限の短縮を図る。
- (5) 学部から博士課程に直接進学できる弾力的なルートを構築し、優秀な学生の修業年限を短縮する。

中期目標

- (1) 学年単位制を単位制に改め、学生の履修計画を一層弾力化する。

- (2) 大学の内部組織の改革を行う。すなわち、学部学科を単なるカリキュラム提供単位とし、学生を特定の学部学科に帰属させない。また、学部学科を財源配分の単位とせず、より弾力的な発展を可能にする。

4 科学技術人材育成の強化

グローバルな知識経済時代において、知識の創造と利用、普及が今後の大学教育発展の重要な方向である。「創造」「再学習」「ネット学習」「科学技術知識」こそが、我が国の競争力向上の鍵となる指標である。

短期目標

- (1) 大学人材育成強化計画を策定する。
- (2) 大学と科学技術産業とが連携した研究開発グループの設立を奨励する。
- (3) 知的財産管理、技術移転、投資評価、技術評価等の関連カリキュラムの教員および学際的な科学技術管理関係の専門家を育成する。
- (4) 研究型大学・研究機関において、良好な行政支援システムと生活・言語環境を実現し、博士課程への留学生受入れ拡大を図る。
- (5) 外国の大学や研修機関との協力により、高度科学技術人材の育成システムを構築する。

中期目標

- (1) 研究型大学に対する教員給与決定自主権付与について検討する。
- (2) より多くの優秀な学生を研究に従事させるため、博士課程学生とポストドクターに対する研究手当の増額を実現する。
- (3) 国籍制限緩和により外国の高度科学技術人材の受入れを促進し、大学教員の陣容を充実し、知識経済の発展に役立てる。

5 成人の高等教育再教育の機会拡大

知識経済時代の到来に対応して、人材の質を強化し国家の競争力を高めるには、国民ひとりひとりが生涯学習者でなければならない。特に、成人が大学に戻って再学習することは、多くの国民の強い希望である。したがって、大学は成

人の再学習機会を拡大し、成人の成長と生活の質の全面的向上を実現する責務を負っている。

短期目標

- (1) リカレント教育を強化する。すなわち、教育普及講座と在職者研修クラスを開設し、在職者に便利な研修コースを提供して、生涯学習の需要に応える。
- (2) 新しいタイプの地域成人高等教育機関を開設し、成人研修教育を推進する。
- (3) 立法院における「コミュニティ学院設置条例」の早期成立を図る。

中期目標

- (1) 大学は成人学生に対し、「入学条件を緩和し、入学方式を改める」という方法で門戸開放策を講じ、スウェーデンで実施されている「25 / 4 規則」にならって、25歳以上の成年で4年以上の就業経験がある場合、国語と数学の基本的能力が一定水準に達していれば大学入学資格を有するものとする。
- (2) 在職者研修のための教育休暇制度を実施するため、法律の規定または労使間の団体協議による規定を設ける。

6 教育財源の配分と運用の改革

台湾の大学教育経費は、政府予算と学費・雑費収入に過度に依存しており、大学教育が普及するにつれ、教育財源が逼迫してきている。今後は、教育財源を多様化し、その運用効率を高め、教育財源の配分・運用については、教育市場の公平な競争と教育機会保障の公平性を両立させながら、大学教育の質の向上を追求していくものとする。

短期目標

- (1) 大学教育財源の拡充
校務基金を実施する国立大学に対し、政府は国立大学の正常な運営を維持するため、基本運営経費補助の原則を制定しなければならない。
各大学が実際に学生のために投入した経常的教育コストに基づき学費を決定できる、

学費弾力化計画を継続実施する。

大学基金運営の弾力性を拡大して基金収益を増加させ、それを教育経費の支出に充てる。

大学の資金募集事業を推進し、私立学校振興財団を設置して、私立学校に対する民間からの寄附拡大を促す。

国公立大学建設発展計画への民間の関与を推進し、大学建設発展の必要に応じて民間資金を投入する。

大学の遠隔教育のための財源を整理統合し、学習環境を整備する。

- (2) 教育財源の合理的配分による財源利用効率の向上

国公立・私立大学間の財源格差の解消に努め、公平な基礎の上に立った競争を実現する。

政府は国公立大学に対し、基本補助のほかに競争性補助を予算に計上し、大学発展計画とその成果に基づき、厳正な評価審査を行った後に補助を実施しなければならない。大学の整理統合を推進し、大学間協力により、合併統合の可能性をさらに追求する。

中期目標

- (1) 大学資金配分委員会を設置し、政府の大学経費配分メカニズムを整備するとともに、経費の配分と評価結果の一体化を図る。
- (2) 国公立大学の発展条件が段階を追って整備されてからは、校務基金基本運営経費に対する政府の補助比率を段階的に低下させ、成果に重点を置く奨励補助を相対的に増加させる。
- (3) 政府の私立大学に対する補助の評価を行い、学生を対象とする就学奨励補助への移行を目指す。それにより、学生の家庭の経済状況に基づき、就学に必要な経済支援を実施できる体制を整える。
- (4) 関連の租税法規を改正し、国公私立学校に対する民間からの資金提供は、全額を税控除対象とし、学校教育に対する民間からの寄附の増加を促す。

7 大学の卓越した学術水準発展

国内の大学は、伝統的に横並びの発展が強調されすぎたため、単一の制度の下にあって、各大学の特色を出すことができなかった。また、閉ざされた教育環境は、競争の圧力にも欠けていた。教育の自由化と国際化の流れの中で、大学教育の発展は、卓越した水準達成を目標とし、外国の大学と競争できる能力を養成しなければならない。

短期目標

- (1) 大学多元評価制度を構築し、民間学術団体に評価を委託するとともに、評価結果を公表して、各大学の自発的成長を促す。
- (2) 評価結果に基づいて各大学の発展の方向性を調整し、国内で各種の異なったタイプの高等教育機関を段階を追って発展させ、大学機能分化の要求に応じる。
- (3) 「大学学術卓越発展計画」を引き続き推進し、潜在的な発展能力を備えた大学を重点的に選んで特別な支援を行い、国際的に一流の水準に到達させる。
- (4) 現在優位に立っている分野および今後国内の中心的産業となる分野を選び、大学間協力の方式で重点研究センターを設立し、人材と資源を集中して重点的に発展させる。
- (5) 国際学術交流を強化し、外国の主要大学を選んで直接的かつ密接な協力関係を構築し、人材の共同育成と共同研究の実現を図る。
- (6) 各大学が協力して国際留学生学院を設立し、英語による授業を行い、外国の優秀な学生を留学生として受け入れる。
- (7) 大学院生の奨学金制度を改革し、教育・研究助手という方式により優秀な博士課程学生の待遇を良好なものとし、学習・研究に専念できるようにする。

中期目標

- (1) 大学評価業務を着実に遂行するため、大学入試センターにならって、財団法人型の専門の評価機関を設置する。
- (2) 制度的支援等によって、外国の一流大学の

分校を国内に誘致し、国内の大学教育の質の向上を促す。

- (3) 一部の研究型大学を重点的に世界の一流水準まで発展させ、国際的な学術研究の中心的担い手とする。

第7章 結び

国内の大学教育は重大な転換点に立っており、教育理念、経営形態、制度改革、カリキュラム改編等、いずれもこれまでにない挑戦と変化に直面している。各大学は多元化、自由化、民主化、国際化の衝撃の中で、新しい考え方の下に新しい管理メカニズムを導入し、新しい文化的価値観を構築し、新しい大学文化を形成し、大学の新しい機能を発揮し、全力で共通の目標を達成しなければならない。

新たな世紀を迎え、改革の契機をしっかりと掴んでこそ、我々は大学教育の向上を実現することができる。新たな世紀の到来にあたり、大学発展の目標——卓越性の追求と世界への飛躍について、我々は十分に自信と期待を持っている。但し、この目標と期待は、国内の大学教育に携わる者が力を合わせることによってのみ達成しうるものである。

訳注

- (1) 英語では、"knowledge-based economy"。知識・情報の発信・伝達・利用を直接の基礎とする経済をいう。1996年、OECDが『知識経済レポート』を発表し、知識を根幹とする経済が世界の経済発展形態を変えるであろう、と指摘した。
- (2) 一度社会に出た者が学校に戻ることができるように組織された教育システム。
- (3) 2002年1月1日、台湾はWTOに正式に加盟した。
- (4) 独立学院。2学部以下の大学をいう。
- (5) 財政的な面から大学運営の自主性を高め、政府の財政負担軽減と教育財源の適正かつ効率的な運用を図ることを目的として、1996年度に導入された。教育省の定める範囲内で、各大学による自主

的な資金調達、資金運用が可能となる。初年度は5校で導入され、その後年々増加して、2000年度には計48校で導入されている。

同「台湾の高等教育制度改革」『レファレンス』607号, 2001.8, pp.29-41.

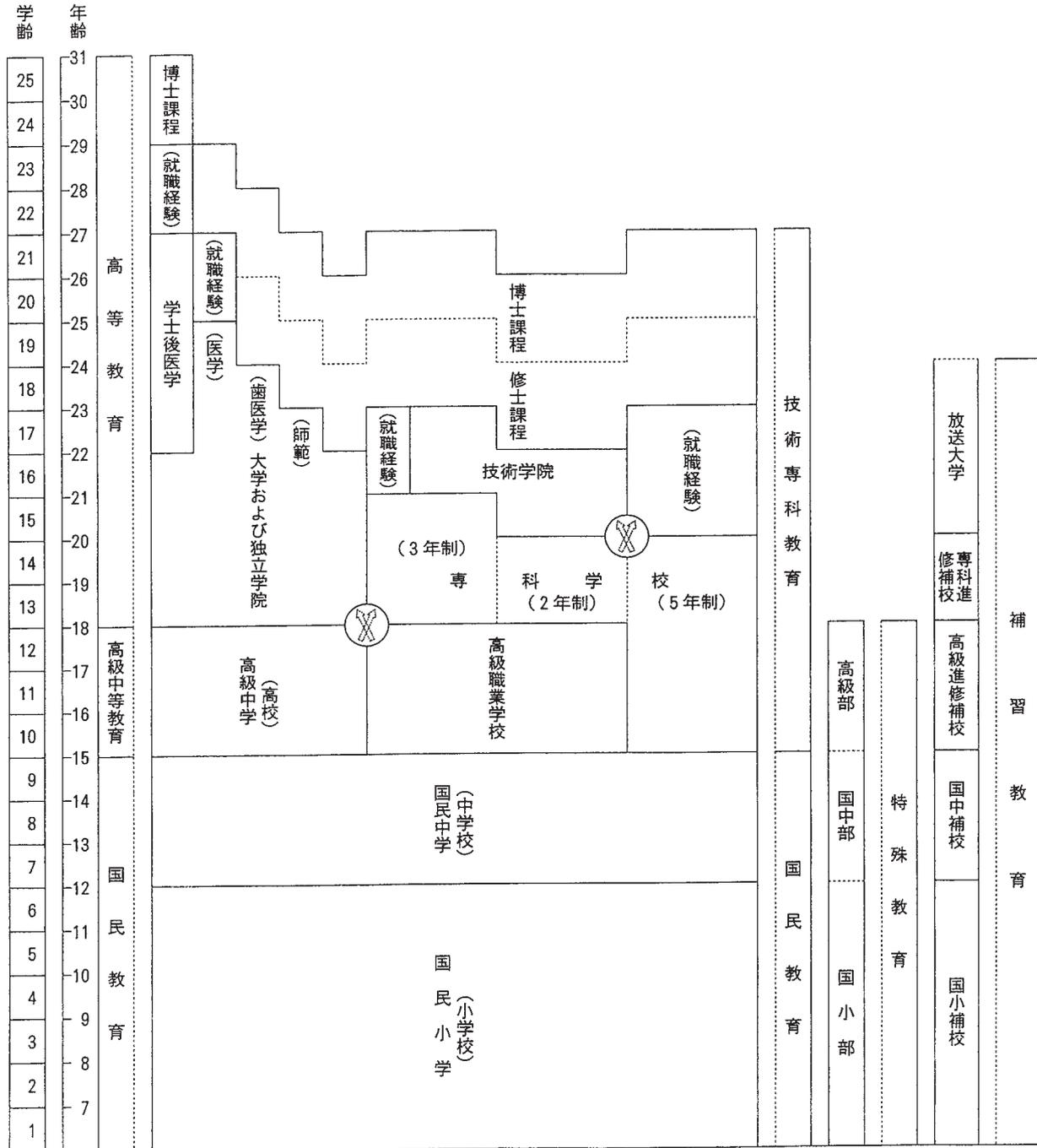
日高春昭「台湾の高等教育の現状と展望」『大学教育学会誌』24巻1号, 2002.5, pp.28-34.

参考文献

岡村志嘉子「台湾の『大学教育政策白書』」『調査と情報 - ISSUE BRIEF -』407号, 2002.12

「台湾初の『大学教育政策白書』発表」『中華週報』2018号, 2001.9.20

(参考) 台湾現行学制図



(出典) 天兒慧ほか編『岩波現代中国辞典』岩波書店 1999 p.713

(文教科学技術課 岡村志嘉子)